

国自総第 315 号
国自旅第 240 号
国自貨第 99 号
平成20年10月28日

各運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局総務課企画室長

自動車交通局旅客課長

自動車交通局貨物課長

平成20年度低公害車普及促進等対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

平成20年度低公害車普及促進等対策費補助金のうち、低公害車の導入事業に係る補助金の執行については、「低公害車普及促進等対策費補助金交付要綱」（平成20年3月19日付け国自総第485号、国自貨第201号及び平成20年10月28日付け国自総第313号、国自旅第238号、国自貨第97号。以下「要綱」という。）に基づくもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、以下の取り扱い（1.（3）の低燃費LPGタクシー実績申請を除く。）については、今後、申請受付期間中の申請状況において予算枠に達した場合には、その日をもって受付を締め切ることとし、その旨については、すみやかに公表するものとする。また、今回の補正予算による募集については、中小零細事業に対する対策である趣旨を踏まえ、中小零細事業者の申請を優先採択することとする。

1. 低公害車の導入事業における申請対象車両及び申請受付期間

（1）通常申請（要綱第5条第1項）

- ①申請対象車両 平成20年10月28日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車のCNG車への改造の場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの
- ②申請受付期間 平成20年10月28日から平成21年2月13日まで

※なお、申請受付期間の申請状況等により、上記以外に、申請対象車両及び申請受付期間の変更、追加的な申請受付期間の設定、申請枠の設定等を行う場合がある。

（2）実績申請（要綱第5条第2項）

ア) CNGバス、優良ハイブリッドバス、CNGトラック（車両総重量が2.5トン以下のものを除く。）及び優良ハイブリッドトラック（車両総重量が3.5トン以下のものを除く。）

- ①申請対象車両 平成20年8月1日から平成21年2月13日までの間に新車新規登録されたもの
- ②申請受付期間 平成20年8月1日から平成20年10月27日までの間に新車新規登録されたものにあつては平成20年11月27日までとし、平成20年10月28日から平成21年2月13日までの間に登録されたものにあつては、登録された日から30日を経過した日または平成21年2月27日のいずれ

か早い日までとする。

イ) 低燃費バス、車両総重量が2.5トン以下のCNGトラック、車両総重量が3.5トン以下の優良ハイブリッドトラック及び低燃費トラック

- ①申請対象車両 平成20年10月28日から平成21年2月13日までの間に新車新規登録されたもの。
- ②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日又は平成21年2月27日のうちいずれか早い日までとする。

(3) 低燃費LPGタクシー実績申請（要綱第5条第3項）

- ①申請対象車両 平成20年10月28日から平成21年2月13日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、次の②の申込みを行い、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。）
- ②交付予定枠の申込み期間 平成20年11月4日から平成20年11月30日までの間
- ③申請受付期間 地方運輸局長から交付予定枠の内定通知を受けた日から平成21年2月27日まで

(4) CNG車普及促進計画（CNG車普及促進モデル事業実施要綱（平成20年3月19日付け国自総第491号、国自貨第203号）に規定するCNG車普及促進計画をいう。以下同じ。）に基づく通常申請（要綱第5条第1項）

- ①申請対象車両 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に登録されるもの
- ②申請受付期間 平成20年4月1日から平成21年2月13日まで

(5) CNG車普及促進計画に基づく実績申請（要綱第5条第2項）

- ①申請対象車両 平成20年4月1日から平成21年2月13日までの間に登録されたもの
- ②申請受付期間 平成20年4月1日から平成21年2月13日までの間に登録された日から30日を経過した日または平成21年2月27日のうちいずれか早い日まで

2. CNG車試行運行実験事業における申請受付期間

平成20年4月1日から平成21年1月5日まで